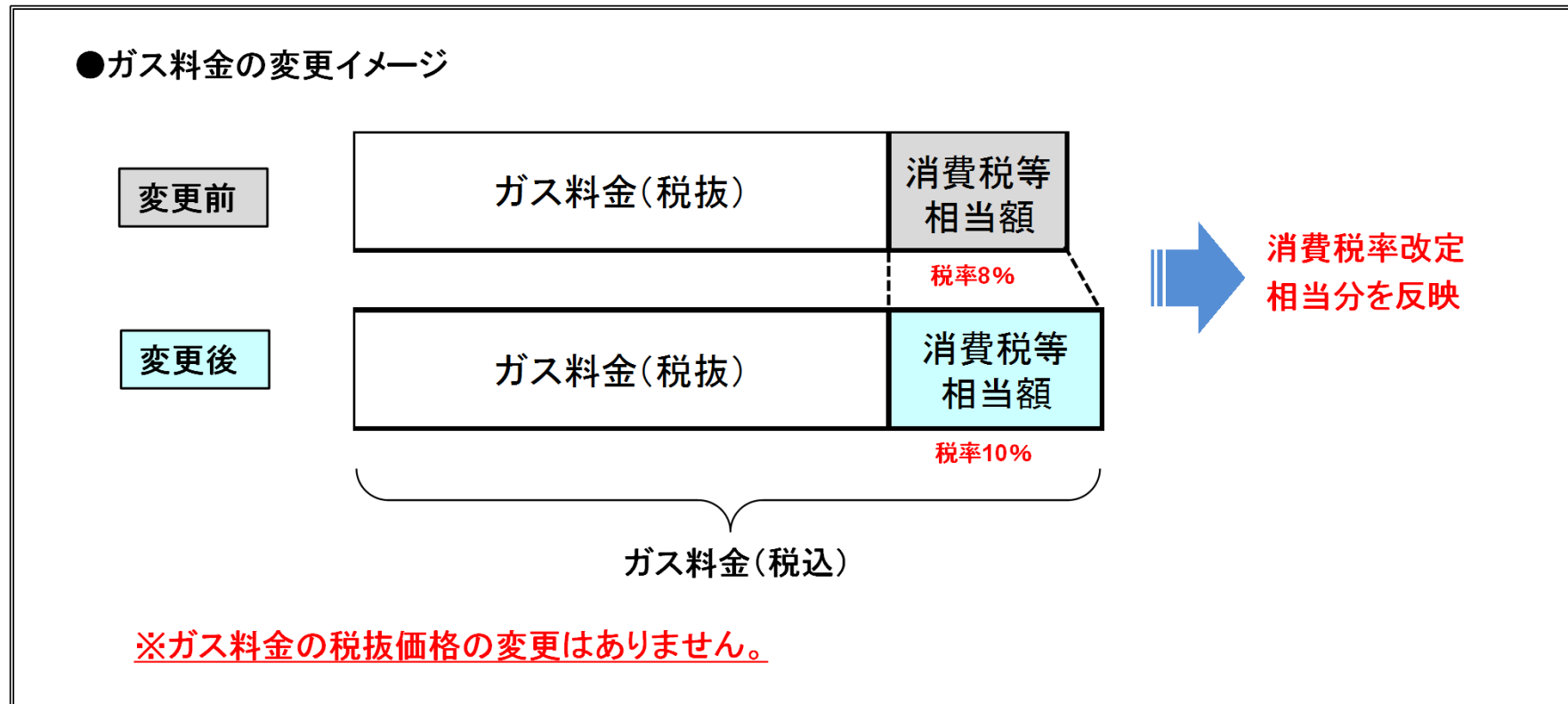


消費税率改定に伴うガス料金の変更について

- 消費税率の改定により、2019年10月1日から消費税率(地方消費税を含む)が8%から10%へ引き上げられます。これに伴い、以下のとおり、新税率を反映したガス料金に変更致します。

①ガス料金の変更について

ガス料金は消費税相当額を含んだ価格(単価)で算定しております。このため、2019年10月より、消費税率改定相当を反映した料金に変更させていただきます。

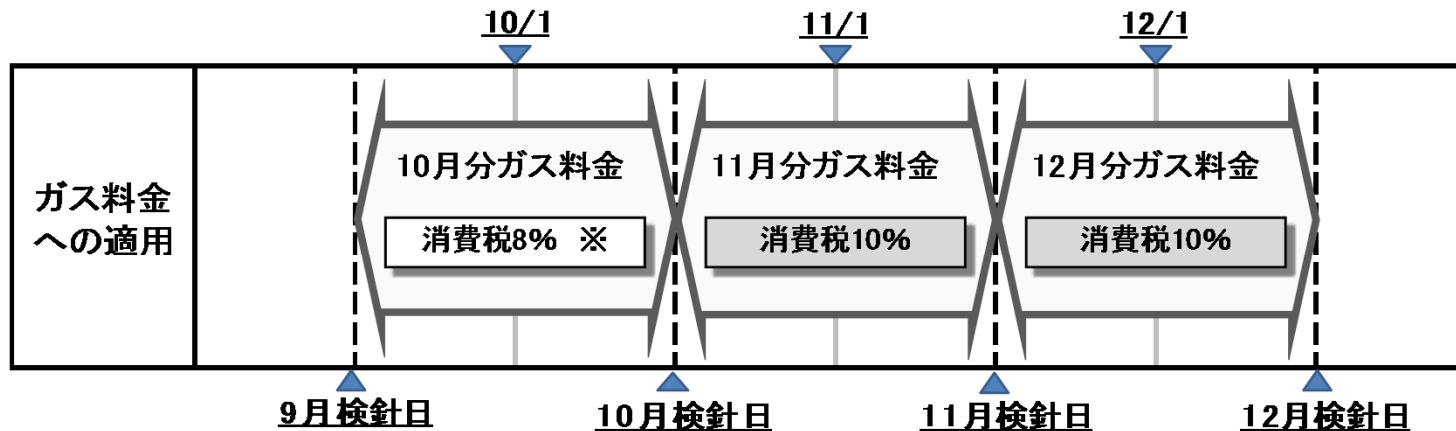


消費税率改定に伴うガス料金の変更について

②2019年10月分ガス料金における経過措置について

2019年9月30日以前より継続してガスをお使いのお客さまは、消費税法に規定する経過措置により、10月検針のガス料金は8%適用となります。

●ガス料金における経過措置適用イメージ



※2019年10月1日以降、新たにガスをお使いになるお客さまの10月検針、または10月検針後に退去等に伴う精算のお客さまは消費税10%適用となります。

※改定税率10%は、11月検針分のガス料金から適用となります。

<その他ご案内> 警報器リースをご契約のお客さまへ

警報器リース代金にかかる消費税率は、2019年10月分から10%となります。2019年3月31日以前のご契約は、経過措置により、引き続き8%が適用されます。